

# 飛騨市空家管理支援補助金制度の概要（令和8年度）

## 1 背景と目的

所有者等が高齢または遠方居住等の理由により定期的な管理ができない、手間や費用がかかるといったことが、空家の適正管理を行う上での支障となる事例があります。

このため、市では、空家等の維持管理に関するサービスを提供している事業者を支援することで所有者等が通常よりも低廉な価格で空家管理サービスを利用できる体制を整備し、市内空家等の適正な維持管理を促進します。

※空家：「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第1項の規定による空家等で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地。



## 2 制度概要

### (1) 補助対象となる方

維持管理を行うもので市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人。

飛騨市空家管理支援事業者登録申込書を市へ提出し登録通知書を受け取った法人又は個人。

#### 【除外要件】

上記に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する方は**対象外**です。

- ・不動産業者である場合
- ・市税その他市への収納金を滞納している場合
- ・この補助金以外に、維持管理等に対する他の補助や助成を受けた、または受けようとしている場合

### (2) 補助対象事業（市内に存する空家に対して行われるもので内部外部を問わない。）

- ① 空家管理サービス（見回り点検）
- ② 清掃作業
- ③ 草刈作業
- ④ 雪囲いの設置又は撤去
- ⑤ 雪下ろし又は除雪作業

#### 【除外要件】

上記に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する空家は**対象外**です。

- ・居住の用に供されていた建築物以外（事務所、車庫、倉庫等）
- ・一時的に不在であり、将来的に再利用することが予定されている場合
- ・解体を予定している場合
- ・法人又は不動産業者が所有者又は管理している場合

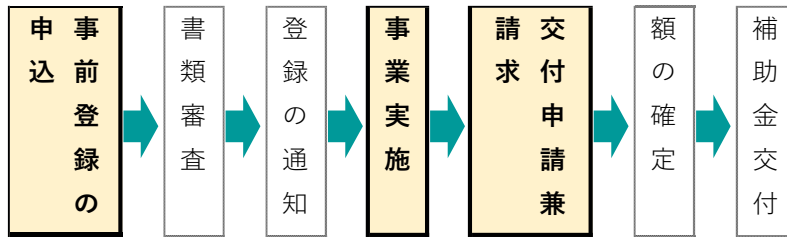


### (3) 補助金の額

補助対象者事業	補助対象経費	補助金の額及び補助率
空家管理サービス	補助対象が提供する補助対象事業の通常価格	1回当たりの補助対象経費に <b>2分の1</b> を乗じて得た額とし、 <b>1,500円</b> を限度とする。
清掃作業	同上	1回当たりの補助対象経費に <b>2分の1</b> を乗じて得た額とし、 <b>15,000円</b> を限度とする。
草刈作業	同上	同上
雪囲いの設置又は撤去	同上	同上
雪下ろし又は除雪作業	同上	同上

※補助金の額に100円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てる。受注者1人当たり500円を事務負担金として加算。

### 3 補助事業の流れ（太実線枠部分について申請者の方が行う必要があります。）



### 4 事前登録申込書類・補助金申請及び請求書類

#### (1) 事前登録申込書類

- ① 飛騨市空家管理支援事業者登録申込書（様式第1号）
- ② 提供する維持管理等の種類及び通常価格が分かる書類
- ③ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類



#### (2) 補助金申請及び請求書類

- ① 飛騨市空家管理支援補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）
- ② 実施した維持管理等費用の請求書又は領収書の写し ※
- ③ 実施した維持管理等費用の入金を証する書類の写し
- ④ 維持管理等を実施した空家の位置が分かる書類
- ⑤ 維持管理等の実施状況が分かる写真（事業実施前後）
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類



※②の書類作成時は維持管理等を実施した空家毎に、空家の所在地、発注者の住所及び氏名、維持管理等の種類、通常価格、割引額及び割引後の価格を明記し、補助金申請額及び受注者請求額が確認できるようにすること。

### 5 留意点等

- (1) この補助事業は、交付決定額の総額が**予算上限に達し次第、受付終了**となります。
- (2) 補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、**補助金の全部または一部の返還を求め**ることがあります。

補助金の交付申請時における誓約事項に偽りがあったり、補助金交付の条件等に違反したとき。

**（※誓約事項や交付条件は主に下記の内容となります。必ずご確認ください。）**

- ・補助対象空家に関して、第三者との間において紛争等が生じたときは、全て申請者の責任において解決する必要があります。また、当該紛争に関し飛騨市及び飛騨市長に対し一切の対処を求めることはできません。
- ・維持管理等に対する他の補助や助成に関して、他の補助金や助成金等の交付を受けてはいけません。
- ・暴力団に属していたり、暴力団や暴力団員と密接な関係を有している場合は申請できません。
- ・市税その他市への収納金を滞納している方は申請できません。

#### 【お問合せ先】

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 建築管財部 建築住宅課 空家担当あて

TEL：0577-73-0153(直通) 0577-73-2111(代表) E-mail：kenchiku@city.hida.lg.jp